

第6章 完了及び検査

第6章 完了及び検査

1 完了

(1) 給水台帳（第14章「記載例」（P14-10）参照）

給水台帳は、工事完了後の維持管理に必要な資料であるので、下記事項に注意し、正確かつ丁寧に作成すること。また、工事完了後速やかに、他の必要書類とともに提出すること。

ア 横断面図には、施工時に測った正確な寸法を記入し、横断・小断が分かるように着色すること。

イ メーターボックスの位置を正確に記入し、官民境界からと隣地からの距離を明記すること。

ウ 給水台帳を電子データ化しても判読しやすいように、記載例を確認の上、配管の布設状況を線の色・種類で書き分けること。

(2) 工事記録写真（第14章「記載例」（P14-15）参照）

工事記録写真についても、工事完了後の維持管理に必要な資料であるので工事内容が十分判読できるものであること。第14章「記載例」を参照し、漏れのないようにすること。

ア 撮影の際に以下の点に注意し、事前準備すること。

- ・道具が写らないようにする
- ・ピントを合わせて撮影する
- ・黒板を設置する
- ・レンズの汚れをふき取る

イ 公道の掘削工事を伴う場合

工事完了写真は、工事着手前、完了、土工（掘削・埋設）、分土工、舗装状況（仮復旧・本復旧）、民地内（メーターボックス設置状況等）、その他（使用材料、保安設備等）の写真を提出すること。また、状況に応じて管理者が求める写真を提出すること。

ただし、下水または他工事同時施行の場合は、舗装本復旧時の工事途中写真は不要とする。詳細な注意事項については、第14章「記載例」を確認すること。

ウ 公道の掘削工事を伴わない場合

メーターボックス設置状況がわかる写真を提出すること。また、状況に応じて管理者が求める写真を提出すること。

エ 黒板には、所定の項目を記入のうえ撮影箇所ごとに写すこと。

オ 下水または他工事同時施行の場合は、黒板にその旨を記載すること。

カ 撮影はデジタルカメラ（フィルムカメラ使用可）を使用し、鮮明な写真で整理・提出すること。

キ ホチキスどめを行わず提出すること。

2 検査

(1) 検査基準

完了検査は、設計施行基準及び給水台帳に基づき行う。また、必要により主任技術者の立会いを求めることがある。

ア 検査受付

検査は、主任技術者よりの給水装置工事を完了した旨の連絡後行う。ただし管理者においてその必要がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

イ 検査内容

給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査を行う。詳細は以下のとおりとする。

(ア) 水圧検査

メーターで漏水の有無の確認を行う。検査水圧は、配水管の常水圧とする。ただし、必要と認めたときは、水圧ポンプを使用し、 1.75Mpa に加圧したうえ、約 1 分間圧力を保持し、漏水の有無を確認する。

なお、給水器具は、最高使用圧力 0.75Mpa 以上の圧力を加えると損傷のおそれがあったり、器具の流出側から逆圧を加えた場合、最高圧力以下で会っても故障の原因となることがあるため、耐圧検査は、給水器具に応じた方法で実施すること。

(イ) 使用材料及び器具の検査

性能基準適合品の確認をする。

(ウ) 破壊検査

構造及び材質に不備があると考えられるときは、破壊によりその確認を行う。

(エ) 道路復旧の状態

路面の仮復旧、本復旧、側溝等の復旧状態を確認する。

(オ) 給水台帳との照合

給水管の管種、口径、延長、配管、メーター位置及び口径等について現場と照合し、相違している場合は、給水台帳を変更させる。ただし、簡易なものは、部分訂正でよい。

(カ) 残留塩素の測定

配水管又は給水管から分岐したとき及び完了検査時に、新設された給水装置から取水し、残留塩素比色検定器で測定する。測定値は、遊離残留塩素濃度 0.1mg/l に満たない場合は、通水してはならない。

(キ) 13mm検査

口径 13mm のメーターを設置した場合は、メーターから建物までの配管の口径が 13mm 以下であることを確認する。

(ク) BP 検査

BP（ブースターポンプ）を設置した場合は、配管やBPの設定が基準通りになっているかを確認する。基準については第9章 直結増圧給水施工基準を参照すること。

（ケ）井戸検査

宅地内に井戸がある場合は、水道と井戸が接続（クロスコネクション）していないことを確認する。

（コ）通水検査

支管分岐している場合は、各戸メーターと各戸の給水装置の整合が取れているか確認する。原則、ヘッダー工法である給水装置はその中の1つから、ヘッダー工法ではない給水装置は全ての水栓から水を出して確認する。

（サ）3階検査

3階建てかつ3階に給水装置がない場合は、3階に給水装置が設置されていないことを確認する。